平成２５年（フ）第６８号
鳥取県鳥取市気高町下光元563番地１　県営住宅宝木団地22号
債務者　坂本　美香
1　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４号
徳島県阿南市橘町久保19番地
債務者　森山佳余子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第８８号
福岡県飯塚市新飯塚19番17号　エバーライフ新飯塚1002号
債務者　野見山陽子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第７２号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目17番18―10号
債務者　野間口満男
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
広島県福山市千田町２丁目39番１号　レオパレスアネックス表204
債務者　濱田　勝行
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１１４号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1115番地　アベニュー三浦Ｂ号
債務者　加茂光佐子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第４７号
熊本県玉名市岱明町扇崎123番地
債務者　荒木　貴文
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第１０７２号
名古屋市熱田区青池町３丁目９番地　ハイツ青池202号
債務者　奈良摩衣子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２１２号
名古屋市天白区元八事４丁目108番地の２アーバン塩釜３Ｇ、従前の住所名古屋市天白区植田山２丁目101番地　名古屋市植田寮
債務者　かしわの中島(旧屋号若どりのシバタ)こと　中嶋　敏博
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２５９号
名古屋市港区船頭場１丁目107番地　スペクトル船頭場801号
債務者　安樂亜由美（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５６７号
大阪市東住吉区鷹合２丁目１番25―606号
債務者　長野佐智子（旧姓光山）
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１６０号
大阪府四條畷市楠公１丁目５番11号
債務者　田中　雅男
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３２１号
大阪府門真市下島町９―16、住民票上の住所大阪府寝屋川市河北中町２番４号
債務者　平林　賢二
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７６３号
大阪市住吉区長居東２丁目９番16号　パークサイドマンションＢ―301号
債務者　金城　睦誉（旧姓上林）
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９７１号
大阪府豊中市北条町３丁目４番25号
債務者　安友　武士
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９８３号
大阪市東淀川区下新庄４丁目20番12号　シモールハイツ307号、前住所大阪市天王寺区舟橋町２番５―307号
債務者　吉田日出樹
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部